

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 12 日 (金) 第 190 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 1
- 鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 2
- 鶴丸城楼門復元協力寄附金基金条例を廃止する条例 (※) (文化振興課取扱い) 2
- 鹿児島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例 (※) (国際交流課取扱い) 3
- 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する
条例 (※) (環境保全課取扱い) 4
- 鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例 (※) (子育て支援課取扱い) 4
- 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例 (※) (中小企業支援課取扱い) 4
- 県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 (※) (道路建設課取扱い) 5
- 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例 (※) (職員課取扱い) 6

条 例

災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 1 号

災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害被害者に対する県税の減免に関する条例 (昭和 29 年鹿児島県条例第 55 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「者で、」の次に「当該災害を受けた日の属する年の」を加え、「以下「」を「次項において「」に、「所得が」を「所得の金額が」に、「災害を」を「当該災害を」に改

め、同項の表中「**事業の所得**」を「**事業の所得の金額**」に改め、同条第 2 項中「者で、」の次に「当該災害を受けた日の属する年の」を、「合計所得金額」の次に「(法附則第 33 条の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 34 条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 35 条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第 34 条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第 35 条の 2 の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。)」を加え、「災害を」を「当該災害を」に改める。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 2 号

鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例

鹿児島県核燃料税条例(平成 29 年鹿児島県条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「第 43 条の 3 の 15 の規定により原子力規制委員会が行う施設定期検査」を「第 43 条の 3 の 16 第 1 項の検査」に、「施設定期検査が」を「検査が」に改める。

第 13 条中「(11) 固定資産税」を「(10) 固定資産税」に、「(11) の 2」を「(10) の 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鶴丸城楼門復元協力寄附金基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 3 号

鶴丸城楼門復元協力寄附金基金条例を廃止する条例

鶴丸城楼門復元協力寄附金基金条例(平成 26 年鹿児島県条例第 4 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

.....

鹿児島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第4号

鹿児島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

（設置）

第1条 県が国から交付を受けるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金により、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係る対策に要する経費の財源に充てるため、鹿児島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受けるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金の額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日（同日前に全ての事業の事業費の精算が完了した場合には、その完了した日）限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

.....

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 5 号

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 48 年鹿児島県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 6 項」に改める。

別表第 2 (2) の表中「すべて」を「全て」に、「めん類製造業」を「麺類製造業」に、「洗たく業」を「洗濯業」に改める。

別表第 2 (7) の表中「すべて」を「全て」に、「めん類製造業」を「麺類製造業」に、「中央卸売市場」を「卸売市場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 6 号

鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県安心こども基金条例（平成 21 年鹿児島県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 7 号

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例

（設置）

第 1 条 県が国から交付を受ける新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年

1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の拡大に起因する事由によって経営に影響を受けた中小企業者等が経営の安定化のために借り入れた資金に係る保証料及び利子の負担軽減を図るため、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金（以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

.....

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 8 号

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年鹿児島県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第32条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「駒止」を「駒止め」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 自動運行補助施設

第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第63号）に定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 9 号

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例

職員団体の登録に関する条例（昭和41年鹿児島県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法」を「職員団体が法」に、「申請は」を「申請をする場合には、その代表者を通じて」に、「提出してしなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、「記載し、当該職員団体の代表者が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第2号中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「の各号」を削る。

第5条第1項中「法」を「登録を受けた職員団体が法」に、「届出は」を「届出をする場合には、その代表者を通じて」に、「記載し、当該届出に係る職員団体の代表者が記名押印した」を「記載した」に、「提出してしなければ」を「提出しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。